（資金移転対策室）

**第三十二条の二**　国際機構課に、資金移転対策室を置く。

2　資金移転対策室は、金融活動作業部会に関する事務をつかさどる。

3　資金移転対策室に、室長を置く。

（国際調整室並びに地域協力企画官及び地域協力調整官）

**第三十二条の三**　地域協力課に、国際調整室並びに地域協力企画官及び地域協力調整官それぞれ一人を置く。

［2～5　略］

（関税中央分析所に置く課等）

**第七十九条**　関税中央分析所に、総務課並びに首席分析官、分析指導官及び分析調整官それぞれ一人並びに分析官八人以内並びに主任研究官一人並びに研究官四人以内を置く。

（上席証券検査官及び証券検査官）

**第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十二人以内及び証券検査官二百三十三人以内を置く。

［2・3　略］

（企画調整官）

**第二百十二条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて総務課に、企画調整官十二人以内を置く。

2　［略］

（上席業務管理官及び業務管理官）

**第二百十五条の二**　関東財務局の業務管理課に、上席業務管理官二人以内を、近畿財務局の業務管理課に、上席業務管理官一人を、関東財務局の業務管理課に、業務管理官三人以内を、近畿財務局の業務管理課に、業務管理官一人を置く。

［2・3　略］

（理財部に置く課等）

**第二百十六条**　理財部に、次の表に掲げる課を置く。

［略］

2　［略］

3　特別主計実地監査官、統括証券監査官、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

| 財務局又は財務支局名 | 特別主計実地監査官 | 統括証券監査官 | 検査指導官 | 特別金融証券検査官 | 統括金融証券検査官 | 金融調整官 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道財務局 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 二人 | 一人 |
| 東北財務局 | 一 | 一 | 一人 | 一人 | 三人 | 一人 |
| 関東財務局 | 一 | 五人（うち三人は、その管轄区域を東京都とする。） | 一人 | 六人 | 十四人 | 二人 |
| 北陸財務局 | 一人 | 一 | 一 | 一 | 二人 | 一人 |
| 東海財務局 | 一 | 一人 | 一人 | 二人 | 三人 | 一人 |

［新設］

（国際調整室並びに地域協力企画官及び地域協力調整官）

**第三十二条の二**　地域協力課に、国際調整室並びに地域協力企画官及び地域協力調整官それぞれ一人を置く。

［2～5　同上］

（関税中央分析所に置く課等）

**第七十九条**　関税中央分析所に、総務課並びに首席分析官、分析指導官及び分析調整官それぞれ一人並びに分析官八人以内並びに主任研究官一人並びに研究官三人以内を置く。

（上席証券検査官及び証券検査官）

**第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十二人以内及び証券検査官二百三十四人以内を置く。

［2・3　同上］

（企画調整官）

**第二百十二条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて総務課に、企画調整官十一人以内を置く。

2　［同上］

（上席業務管理官及び業務管理官）

**第二百十五条の二**　関東財務局の業務管理課に、上席業務管理官二人以内を、近畿財務局の業務管理課に、上席業務管理官一人を、関東財務局の業務管理課に、業務管理官三人以内を、近畿財務局の業務管理課に、業務管理官二人以内を置く。

［2・3　同上］

（理財部に置く課等）

**第二百十六条**　理財部に、次の表に掲げる課を置く。

［同上］

2　［同上］

3　特別主計実地監査官、統括証券監査官、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

| 財務局又は財務支局名 | 特別主計実地監査官 | 統括証券監査官 | 検査指導官 | 特別金融証券検査官 | 統括金融証券検査官 | 金融調整官 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道財務局 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 二人 | 一人 |
| 東北財務局 | 一 | 一 | 一人 | 一人 | 三人 | 一人 |
| 関東財務局 | 一 | 五人（うち二人は、その管轄区域を東京都とする。） | 一人 | 六人 | 十三人 | 二人 |
| 北陸財務局 | 一人 | 一 | 一 | 一 | 二人 | 一人 |
| 東海財務局 | 一 | 一人 | 一人 | 二人 | 三人 | 一人 |